

平成 27 年

第 4 回市議会定例会 議案第 7 号

函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定
個人情報の提供に関する条例の一部改正について

函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 1 2 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定
個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する
条例（平成 27 年函館市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「）または」を「）が行う別表第 1 の左欄に掲げる事
務および市長または」に改め、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1
項の次に次の 1 項を加える。

2 市長は、別表第 1 の左欄に掲げる事務を処理するために必要な限度
で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを
利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワ
ークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個
人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第 4 条に次の 1 項を加える。

4 第 2 項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他
の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内
容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の

提出があったものとみなす。

第5条中「別表」を「別表第2」に改める。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付し、同項第1号中「次項」を「附則第3項」に改め、同項第2号中「第4条第2項ただし書」を「第4条第2項（同項ただし書に係る部分に限る。）および第3項（同項ただし書に係る部分に限る。）」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第4条第1項（別表第1に係る部分に限る。）、第2項（同項ただし書に係る部分を除く。）および第4項ならびに別表第1の規定
平成28年4月1日

附則第2項に見出しとして「（準備行為）」を付し、同項中「前項第2号」を「附則第1項第2号および第3号」に改め、同項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から前項第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における別表第2の規定の適用については、同表の1の項中「生活保護法」とあるのは「生活保護法（昭和25年法律第144号）」と、同表の2の項中「中国残留邦人等支援給付等」とあるのは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付または配偶者支援金」と、同表の3の項中「住民票関係情報」とあるのは「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項」とする。

別表の1の項中「（昭和25年法律第144号）」を削り、同表の2の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付または配偶者支援金」を「中国残留邦人等支援給付等」に改め、同表の3の項中「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項」を「住民票関係情報」に改め、同表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第 1 （第 4 条関係）

事 務	特定個人情報
<p>1 函館市重度心身障害者医療費助成条例（昭和48年函館市条例第12号）による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施もしくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付もしくは配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報または地方税法（昭和25年法律第226号）その他の同法第1条第1項第4号に規定する地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
<p>2 函館市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和48年函館市条例第13号）によるひとり親家庭等児童およびひとり親家庭の母または父の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>住民票関係情報または地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>3 函館市子ども医療費助成条例（昭和48年函館市条例第44号）による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>住民票関係情報、生活保護関係情報または地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

函館市重度心身障害者医療費助成条例，函館市ひとり親家庭等医療費助成条例および函館市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務の処理に関し，個人番号を利用することとするため